

吹田市木材利用推進ガイドライン案・同概要版に対する意見一覧（意見照会期間：令和3年7月19日～8月4日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
1	1 修正	概要版	—	ガイドラインの概要版に「地域材の利用意義と木の良さ」の項目を追加したほうがいいと思いますので、ご検討ください。	御指摘の項目から引用したものとして、p5の図2-6があり、地域材利用の意義を示しています。また、御指摘の項目から引用したものではございませんが、p2の図2-1も地域材利用の意義を示したものになります。御指摘の内容をさらに追加するかどうかについては、概要版に掲載できる分量に限りがあることから、バランスを見つつ、検討いたします。	村上委員
2	1 修正	2 木材利用を取り巻く状況と地域材の利用意義	6	ウ 都道府県及び市町村の状況 国や他自治体で木材利用を進めているから本市でも取り組む必要がある、とありますが、よそがしてるからうちもする、と読めてしまうので、ここは端的に他の状況を示すこととして、最後の二行を削除してはどうでしょうか。	御意見を踏まえ、当該部分については削除します。	資産経営室
3	2 追加	2 木材利用を取り巻く状況と地域材の利用意義	8	図2-7のグラフで木造率の推移が示されていますが、国が原則木造化としている低層建物の木造化率が、H30年度で90%を超えている事を合わせて記載しておく、国の取組状況がわかってよいのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 P6 2（1）ウ 【修正前】 ・・・。実際、図2-7 から、公共建築物の木造率も増加傾向にあることが分かります。 【修正後】 ・・・。実際、図2-7 から、公共建築物の木造率も増加傾向にあることが分かります。また、令和元年度に国が整備を行った積極的に木造化を進める対象としている低層の建築物の木造化率は90.0%となり、2年連続で9割を達成しており、高い割合を維持しています。	資産経営室

吹田市木材利用推進ガイドライン案・同概要版に対する意見一覧（意見照会期間：令和3年7月19日～8月4日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
4	1 修正	3 木造・木質化に適した施設	15	表3-2に示す施設について、吹三地区高齢者いこいの間・吹三地区公民館・南消防署南正雀出張所・山田保育園については、現時点で木質化は実施しますが、木造化は実施しない方向で進めています。（吹三の両施設は本年12月から実施設計、他の2施設は実施設計中） よって当ガイドラインが完成する段階ではこれらの施設は木造化しないことが確定しており、表から削除すると残り3施設となります。	「表3-2 木造化に適した施設一覧」については、施設規模等の条件から木造化しやすい施設をリストアップしたものであり、木造を義務付けるものではなく、予算、工期、技術面等から可能な範囲で木造化に取り組んでいただくものです。そのため、本リストについては本案のままとします。	資産経営室
5	1 修正	4 木材を利用した公共建築物の整備	17	図4-1は設計、工事を単年度で行う基本的な事業のフローを示すものなので、設計者選定をプロポーザル方式で行う木造化の事業フローではない事の特記してはいかがでしょうか。 また、図のタイトルは「市の施設整備の基本的な流れ」の方がよいのではないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、図に記載の注釈の内容を以下のとおり修正します。 【修正前】 公共建築物の整備には計画から完成まで、基本的には3年程度が必要。ただし、大規模施設等の場合、整備期間はより長くなる。 【修正後】 公共建築物の整備には計画から完成まで、基本的には3年程度が必要。ただし、大規模施設等の場合、整備期間はより長くなる。また、設計者選定をプロポーザル方式で行う場合は、施設所管室課が選定作業を行うこととなる。具体的には表4-4を参照。 <ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、図のタイトルを「市の施設整備の流れ」から「市の施設整備の基本的な流れ」に変更いたします。 	資産経営室
6	1 修正	4 木材を利用した公共建築物の整備	20	<ul style="list-style-type: none"> 入札方式について、吹田市では総合評価落札方式を実施していませんが、特記する方がよいのではないのでしょうか。 また、総合評価落札方式は簡易型か提案型かで負担が大きく変わると考えられます。負担を「中～大」としてもよいのではないのでしょうか。 プロポーザル方式も価格を評価すると思いますが、表記なくてよいですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式については、現在試行段階であることから、その旨を追記します。 御意見を踏まえ、負担を「中」から「中～大」に変更いたします。 御意見を踏まえ、当該部分を以下のとおり修正します。 【修正前】 技術、実績、考え方等を評価して選定できるので、木材利用に精通した設計者を選定しやすい。 【修正後】 価格だけでなく、技術、実績、考え方等をより重点的に評価して選定できるので、木材利用に精通した設計者を選定しやすい。 	資産経営室

吹田市木材利用推進ガイドライン案・同概要版に対する意見一覧（意見照会期間：令和3年7月19日～8月4日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
7	1 修正	4 木材を利用した公共建築物の整備	22	<p>ウ 公共施設に用いる構造用木材の規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表4-4は表4-6の間違いではないでしょうか。 ・「4号建物」とありますが、読み手が理解できるでしょうか。 ・上記に限らず、専門的な用語が多く、用語集でもカバーされていないと思います。専門的な知識を持たない人が読んで理解するには内容が難しく、ボリュームも大きいのではないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、表4-4は表4-6の間違いであることから、当該部分を修正いたします。 ・御指摘のとおり、「4号建物」も含め専門用語が多く、専門的な知識を持たない方にはやや理解しにくい内容となりますが、施設整備という内容の性質上、建築分野等の専門用語が入ったものになってしまいます。そのため、中にはガイドライン以外の文献を参照する必要のある部分も出てきてしまうことはやむを得ないものと考えられます。御意見を踏まえ、用語集についてはより充実させてまいります。また、専門的な知識を持たない方にも分かりやすい冊子として、概要版を作成予定です。 	資産経営室
8	1 修正	4 木材を利用した公共建築物の整備	23	<p>表4-6は内容が全て専門用語です。理解が難しいと思います。</p>	<p>御指摘のとおり理解が難しい部分もあるかと存じますが、P22の「ウ 公共施設に用いる構造用木材の規格」の内容を補足する資料であることから、必要なものと考えられます。より分かりやすい冊子として、概要版を作成予定です。</p>	資産経営室
9	1 修正	4 木材を利用した公共建築物の整備	27	<ul style="list-style-type: none"> ・表4-11の3つめの項目（調達）について、今回のモデル施設においては木材利用推進検討会議において、調達について事前に調整することができましたが、現実的には生産者に対する発注の担保の仕方など問題点が残っており、対処法としてこのように記載するのはミスリードになる可能性があるのではないのでしょうか。 ・表4-11の4つめの項目（木造の耐用年数）について、国の基準では、50～60年とするには一定の措置が必要となっているので、「一定の措置のもと」という趣旨の説明が必要ではないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、確実に担保できるかどうかという問題はありますが、現状とれる方法としては、素材生産者との事前の情報共有が、最も有効な方法であることから、本案のままとさせていただきます。 ・御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 P27 4（6） 【修正前】 実際、国土交通省の「木造計画・設計基準」では、木造は耐用年数を50～60年としており、RC造の65年と遜色ありません。 【修正後】 実際、国土交通省の「木造計画・設計基準」では、一定の措置のもと、木造の耐用年数を50～60年としており、RC造の65年と遜色ありません。 <p>P39 7の冒頭部分にも同様の記載があることから、同様に修正いたします。</p>	資産経営室

吹田市木材利用推進ガイドライン案・同概要版に対する意見一覧（意見照会期間：令和3年7月19日～8月4日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
10	4 その他	5 木材利用に係るコスト	30	表5-2について、保育室と遊戯室で結果に差があるのはなぜでしょうか。保育室や遊戯室を単体でつくることはないのので、この比較はあまり有効ではないように思います。	<p>主な理由はスパンの違いによるものです。御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>P30 5（1）イ</p> <p>【修正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・木造と鉄骨造でほぼ同等の工事費という結果となっています。 <p>【修正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・木造と鉄骨造でほぼ同等の工事費という結果となっています。異なる結果となった主な理由は、スパンの違いによるものです。保育室は、7～11m程度のスパンであることから、木造の方が建物の重量が軽減され、基礎工事が鉄骨造より安くなりました。一方、遊戯室は、15m以上のスパンであることから、木造の方が架構数が多く、木材の使用量が多くなるため、躯体工事が鉄骨造より高くなりました。 	資産経営室
11	1 修正	7 木材利用に係る維持管理	41	<ul style="list-style-type: none"> ・a 乾燥した製材を使用 の、2行目、SD15、D15等とは何のことでしょうか。 ・オ「機能性木質材料」等の処理木材について（イ）熱処理木材 では、熱処理した木材ならば40～60年の耐用年数を期待できるとあります。27ページの記載と整合させる必要があると思います。 <p>また、難燃処理薬剤→難燃処理薬剤ではないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の意味は以下のとおりです。また、用語集に追加いたします。 <p>SD15：含水率15%の仕上げ材 D15：含水率15%の未仕上げ材 SD20：含水率20%の仕上げ材 D20：含水率20%の未仕上げ材</p> <p>仕上げ材：乾燥後修正挽き又は材面調整を行い、寸法仕上げした製材のこと 未仕上げ材：そのまま使用するのではなく、工場出荷後の再加工を想定した寸法仕上げをしてない製材のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の趣旨は「P27には「木造は耐用年数を50～60年としており」と記載しているが、P41には「40～60年の耐用年数が期待できる」とあるので整合させる必要がある」というものかと考えられます。それぞれの参考文献に記載の年数を記載したものではありませんが、御意見を踏まえ、P41の当該部分を以下のとおり修正します。 <p>P41 7（1）オ（イ）</p> <p>【修正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・、直接地面に触れない箇所では、40～60年の耐用年数が期待できると言われています。 <p>【修正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・、直接地面に触れない箇所では、<u>長期間の耐用年数が期待できると</u>言われています。 <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり難燃処理薬剤が正しいため、当該部分を修正いたします。 	資産経営室

吹田市木材利用推進ガイドライン案・同概要版に対する意見一覧（意見照会期間：令和3年7月19日～8月4日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
12	1 修正	10 参考資料	107	用語説明の、モジュールは「寸法体系のこと」の方が良いと思います。	御意見を踏まえ、当該部分を修正いたします。	資産経営室
13	1 修正	5 木材利用に係るコスト	31	エ 北千里小学校跡地複合施設 【修正前】・・・北千里小学校跡地複合施設（用途：図書館、児童センター、公民館、・・・） 【修正後】・・・北千里小学校跡地複合施設（用途：児童センター、公民館、図書館、・・・）	御意見を踏まえ、当該部分を修正いたします。	まなびの支援課
14	1 修正	概要版	12	北千里小学校跡地複合施設 【修正前】・・・北千里小学校跡地複合施設（用途：図書館、児童センター、公民館、・・・） 【修正前】・・・北千里小学校跡地複合施設（用途：児童センター、公民館、図書館、・・・）	御意見を踏まえ、当該部分を修正いたします。	まなびの支援課
15	1 修正	9 モデル施設事例	73	ア 計画概要 所在地：【修正前】吹田市古江台3丁目119番5の一部、119番149の一部 【修正後】吹田市古江台3丁目119番5 敷地面積：【修正前】1398.17㎡ 【修正後】5250.10㎡ 設計会社：【修正前】（株）内藤建築事務所 【修正後】内藤・大和建築設計共同企業体	御意見を踏まえ、当該部分を修正いたします。	まなびの支援課